

都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、中讃広域都市計画道路事業について次のとおり公告する。

令和7年3月14日

香川県知事 池 田 豊 人

1 都市計画事業の種類及び名称

中讃広域都市計画道路事業 3・4・110号 南条町土器線

2 施行者の名称

香川県

3 事務所の所在地

高松市番町四丁目1番10号

4 事業地の所在

収用の部分 香川県丸亀市土器町東六丁目、七丁目、八丁目及び九丁目地内

使用の部分 なし